

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
田辺市	上芳養地区(上芳養一～六)	令和3年3月31日	/

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	592.1ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	313.2ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	117.8ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	12.1ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.3ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	14.2ha
(備考) 遊休農地面積 0ha(令和2年荒廃農地調査より) ※①令和2年4月集計 ②、③令和3年1月集計 ④令和3年2月集計	

2 対象地区の課題

上芳養地区は、後継者未定の農業者の耕作面積が12.1haであるのに対して、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積が14.2haであり、中心経営体への集約化をすることで地区内の農地の維持が可能であると見込まれる。しかし、地区内には、超急傾斜の条件不利地も多く、今後、優良農地の確保、鳥獣被害軽減のための取組が必要である。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

上芳養地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者31名が担うほか、さらに規模拡大を希望する認定農業者や入作を希望する認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。
また、農地の貸付け等の意向を可視化した地図を作成し、中心経営体への集積・集約化に活用していく。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	梅	300 a	梅	300 a	
認農	B	梅、みかん	350 a	梅、みかん	350 a	
認農	C	梅	437 a	梅	477 a	
認農	D	梅	400 a	梅	450 a	
認農	E	梅	100 a	梅	200 a	
認農	F	梅、みかん	1200 a	梅、みかん	1250 a	
認農	G	梅、みかん	335 a	梅、みかん	340 a	
認農	H	梅、みかん、はっさく	475 a	梅、みかん、はっさく	475 a	
認農	I	梅	150 a	梅	150 a	
認農法	J	梅、みかん	60 a	梅、みかん	150 a	
認農	K	梅、みかん	150 a	梅、みかん	200 a	
認農	L	梅	227 a	梅	420 a	
認農	M	梅、みかん、米	405 a	梅、みかん、米	405 a	
認農法	N	梅	510 a	梅	560 a	
認農	O	梅	300 a	梅	400 a	
認農	P	梅、みかん	500 a	梅、みかん	550 a	
認農	Q	梅	320 a	梅	320 a	
認農	R	梅、みかん	260 a	梅、みかん	260 a	
認農	S	梅、みかん	450 a	梅、みかん	500 a	
認農	T	梅	300 a	梅	350 a	
認農	U	梅	500 a	梅	700 a	
認農	V	梅	450 a	梅	500 a	
認農	W	梅	60 a	梅	100 a	
認農	X	梅、みかん	280 a	梅、みかん	280 a	
認農	Y	梅、みかん、水稻	270 a	梅、みかん、水稻	420 a	
認農	Z	梅、みかん	270 a	梅、みかん	270 a	
認農	AA	梅、みかん	240 a	梅、みかん	340 a	
認農	AB	梅	230 a	梅	230 a	
認農	AC	梅	240 a	梅	240 a	
認農	AD	梅	300 a	梅	300 a	
認農	AE	梅、みかん	250 a	梅、みかん	250 a	
計	31人		10319 a		11737 a	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(農地の貸付け等の意向) 貸付け等の意向が確認された農地は、29筆、611aとなっている。
(農地中間管理機構の活用方針) 将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
(鳥獣被害防止対策の取組方針) 田辺市農作物鳥獣害防止対策事業等を活用しながら、侵入防止柵の設置に取り組む。併せて市や県の狩猟免許取得支援を活用しながら、狩猟免許取得者を増やし、有害捕獲をこれまで以上に実施していく。 また、市から貸与している大型檻を有効活用し、被害対策の困難なサルの捕獲を推進していく。
(耕作放棄地対策の取組方針) 今後、耕作が困難となる農地は、耕作放棄する前に担い手に貸し付けていく。また、やむを得ず耕作放棄地となった農地については、和歌山版遊休農地リフォーム化支援事業等を活用しながら、耕作放棄地の解消を推進していく。
(基盤整備等に関する取組方針) 南紀用水により水源を確保し、畑地へ用水を安定的に供給することにより、干ばつ被害の防止と農作業の省力化を図り、農業生産性を高め、経営の安定化を目指す。
(水路・農道維持管理の取組方針) 中山間地域等直接支払交付金等を活用しながら、老朽化してきた水路・農道の修繕・更新をしていく。

(参考) 農地の貸付け等の意向

	農地の情報			貸付け等の区分(m ²)		備考
	所在(番地)	形状	現状	貸したい	売りたい	
1						
2						
3	上芳養2062		休耕中(5年前から)		218	
4	上芳養2063		休耕中(5年前から)		1,034	
5	上芳養2063-1		休耕中(5年前から)		62	
6	上芳養2065		休耕中(5年前から)		684	
7	上芳養2066		休耕中(5年前から)		185	
8	上芳養2067		休耕中(5年前から)		188	
9	上芳養2068		休耕中(5年前から)		181	
10	上芳養2075		休耕中(5年前から)		462	
11	上芳養2076		休耕中(5年前から)		304	
12						
13	上芳養3193-1			412	412	
14	上芳養3193-2			287	287	
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23	上芳養4527-2	傾斜地	耕作中	3,835		
24						
25	上芳養4529-1	傾斜地	耕作中	3,177		
26						
27	上芳養4684-1	傾斜地	耕作中	20,041		
28	上芳養4686-3	傾斜地	耕作中	6,256		
29	上芳養4716	傾斜地	耕作中	1,882		
	計			41,640	19,428	